



RIICC Newsletter

October 31, 2018



Osaka Jogakuin (Wilmina) University

Research Institute of International Collaboration and Coexistence

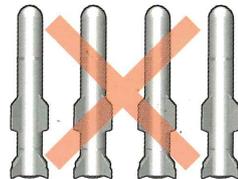
大阪女学院大学 国際共生研究所 <http://www.wilmina.ac.jp/ojc/RIICC>
540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54 e-mail: riicc@wilmina.ac.jp

Contents

| | | | | | | | |
|-------|--|-------|---|--------|-------------------------|---------------------|---|
| 巻頭言 | 核兵器禁止条約と「人類の安全保障」 | 黒澤 満 | 1 | 研究活動報告 | Project 1 | 黒澤 満 | 4 |
| | | | | | Project 2 | Brian D. Teaman | 5 |
| | | | | | Project 3 | 奥本 京子 | 6 |
| 論説 | 企業と消費者による価値共創 | 青木 慶 | 2 | 新刊紹介1 | Student Learning Abroad | Aaron C. Sponseller | 7 |
| 書籍紹介 | The Routledge International Handbook of Early Literacy Education | 加藤 映子 | 3 | 新刊紹介2 | 英語教育の危機 | 松尾 徹 | 7 |
| 公開研究会 | | | 4 | 研究会紹介 | 英国学派研究会 | 池田 文佑 | 8 |
| | | | | 研究者紹介 | Dr. Michael Burri | Michael Burri | 8 |
| | | | | 編集後記 | | 幡新 大実 / 大塚 朝美 | 8 |

巻頭言

核兵器禁止条約と「人類の安全保障」



黒澤 満

2017年7月7日に核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons) が国連総会で賛成122、反対1、棄権1で採択され、同年9月20日に署名のため開放されました。また同年10月6日には、この条約の成立に交渉の開始前から大きな役割を果たした国際NGOの「核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)」にノーベル平和賞が授与されました。

しかしながら、米国を中心とする核兵器保有国および核の傘の下にある国々はこの条約に対して根本的に反対の姿勢を維持し、条約の交渉にも参加せず、条約支持国と反対国の間に大きな分裂と対立が生じています。被爆者を中心に核兵器の廃絶を主張する日本の平和団体は、ICANの一部として条約の成立に助力し、日本政府に条約を署名・批准することを要請していますが、日本政府は条約交渉にも参加せず、条約には反対であるという姿勢を明確にしています。

このような現状となっていますが、ここでは条約の背景や交渉過程および条約の内容を明らかにし、対立の問題点を整理し、今後の展望を探ってみたいと思います。

背景としては以下の3点が挙げられます。まず核軍縮にまったく進展がみられない状況が長く続いて来たとともに、最近では核兵器保有国がその核兵器を近代化し、あるいは増強しているという現状です。次に、これまでの軍縮交渉は国家の安全保障の強化という側面から行われてきましたが、ここでは人道的アプローチが新たに採用されたことです。核兵器が使用されると壊滅的な結果が発生するという側面から核兵器の廃絶を主張しています。第3にNGOの国際的連合であるICANがさまざまな新しいアイデアを提供し、推進国と協働でこの作業を進めてきたことです。

交渉過程の新しい点としては、これまでの核軍縮交渉は核兵器保有国が中心に行動し、決定はコンセンサスによるというルールであったものを、交渉に核兵器保有国が必ずいなければならないという考えを捨て、決定も多数決で行うということがあります。この方式を採用したために、条約の成立が可能になったわけです。

条約の内容は基本的には核兵器の保有と使用を禁止するもので、核兵器の廃棄やその検証は後の段階で行うというものになっています。

この条約に対する反対論は以下の3つにまとめることができます。第1は、交渉のプロセスに関し、交渉には必ず核兵器保有国が参加し、条約を採択する決定はコンセンサスでなければならぬというものです。

第2は、この条約は人道的な側面から作成されているもので、安全保障の側面がまったく考慮されていないのは受け入れられないという点です。第3は、この条約は現在の核不拡散体制の基盤である核不拡散条約 (NPT) を毀損するという主張です。たとえば、条約に賛同した122の国はすべてNPTの締約国であるので、新しい義務を引き受けるものではありません。他方NPTは5カ国 (米ロ英仏中) には核兵器の保有を認め、他の国には認めないという差別的な条約であり、この5カ国に特権的な地位を与えています。したがって、122の国は集団でNPTから脱退することが危惧されました。しかしその後の議論では、条約支持国はNPTを引き続き厳守するし、新しい条約はNPT第6条の核軍縮交渉義務の成果であるとしてNPTを強化すると主張しています。

核兵器禁止条約は核兵器を1発も削減しないので実効性がないと批判されていますが、この条約の目的は長期的に核兵器に悪の烙印を押す (stigmatize) ことで、核兵器は禁止されるべきものであるという規範を作成し、それにより長期的に核兵器を廃絶しようとするものです。それは国内世論および国際世論を動員し核兵器は廃絶すべきだという考えを広め、それを政府に反映させ、国際的に核兵器をなくしていこうというものです。

支持国と反対国の対立は、時として「人道」と「安全保障」のどちらを優先させるかという二項対立的な形で議論されています。しかし、伝統的に国家の軍事的安全保障に焦点が当てられてきましたが、今では、グローバル・セキュリティや人間の安全保障が広く受け入れられているし、環境安全保障、エネルギー安全保障、食糧安全保障などさまざまな分野で広い意味での安全保障が一般的となっています。

核兵器廃絶に関しても、『人類の安全保障 (security of humanity)』という人道性を含んだ人類全体を対象とした安全保障の概念をさらに推し進める必要があると考えています。